

第5回辰野町入札等審査委員会次第

平成22年8月23日（月）

午前10時～

役場第3・4会議室

1. 開 会

(事務局)

2. 委員長あいさつ

(委員長)

猛暑が続き、災害の心配もあるなかで、町の災害対策にも力を入れていかなければならないと感じている。

3. 協議事項

(1) 受注希望型競争入札における最低制限価格制度導入後の状況について
(平成22年4月発注工事～7月発注工事)

(事務局) 平成20年度(受注希望型競争入札導入時)～平成22年度7月発注工事までの落札率の推移を説明。

○土 木…H20：67.7% → H21：75.1% → H22：89.3%

○建 築…H20：89.4% → H21：87.3% → H22：92.2%

○舗 装…H20：63.8% → H21：71.9% → H22：91.8%

○ 管 …H20：92.3% → H21：87.4% → H22：89.6%

○水道施設…H21：71.6% → H22：91.2%

※水道施設は平成21年度から受注希望型競争入札を導入。

(事務局) 最低制限価格の算定において、平均価格は予定価格に対し90%を超えている。つまり、予定価格により近い入札が増えている。

(事務局) 特に土木・舗装については、平成20年度の落札率と比較すると善し悪しは別とし、最低制限価格を設けた効果はあったと考える。

- (委員) 落札率が低いと工事の質が悪いのでは。
- (事務局) そういったことはないが、赤字覚悟の入札がかなりあるのではないかと推察される。→ 業者の育成になっていないと思われる。
- (委員) 業者の生の声を受け付ける所があるのか。生きた声をくみ取っていかなくてはならないと思う。
- (委員) 一般競争入札（受注希望型競争入札）を導入した経緯は。
- (事務局) 10年以上前から、国より市町村に対して一般競争入札を導入するよう取り組んでもらいたい旨の指示があり、その背景には談合等の問題があったこともある。
基本的には、町内業者を条件とし制限を設け 18年度、19年度と検討し 20年度から導入した。
- (委員) 価格競争に比べ、最低制限価格制度を導入したことで仕事がやりやすくなっているのか。
- (事務局) 価格競争時よりも最低制限価格制度を導入したことにより企業努力として安値に見積もっていた分が、すべてとは言わないが軽減されているのではないかと思う。
- (委員) 数的に分かる部分では、劇的な改善で良かったと思う。
- (委員) 数字に見えない部分で、何らかの影響が出ているのか。
- (事務局) 最低制限価格を下回った場合の取扱は不落となってしまう。不落となってしまった場合に 2回、3回と入札を行うことは競争性を損なう恐れがあり、手続きまでに時間を費やし、工期の短縮が懸念される。
- (委員) 事業者の立場として言わせてもらえば、『企業努力』と言うが 7・8割落とすことは会社経営も圧迫されるほどの赤字である。

(2) その他

- (委員) 各業界に対し、意見等を聴取する機会はあるのか。
- (事務局) 年度当初に最低制限価格制度の導入を説明するにあたり説明会を開催した。その際に意見等は聞いている。
- (事務局) 意見の中に本社を優先してほしい旨の意見が出た。(今年だけに限らず。) また、数社からも同様の意見を聞いている。
平成22年度も動き出している中で、すぐに変える訳にはいかず検討させてほしい旨を伝えた。
しかしながら、一般競争入札を導入し3年経過する中で、支店の排除までは難しい。
現在、一般競争入札については、5種の業種に設けているが、平成23年度から電気を追加することはできないか検討している。
町内の本店を優先することに対し、委員の方の意見を聞く中で方針を出していきたい。
- (委員) 本店のみは業者数が少ないので入札になるか懸念される。
金額に基準を設け、本店、支店の棲み分けをしたらどうか。
例) ○○円までは本店。○○円以下は支店。
支店業者の1年間に入札できる上限金額を設定する。

町内業者は様々な場面において、町に対し負担(寄附等)をしている。不公平がないか。→ (事務局) 町外にも寄附等は頂きに行っている。
- (委員) 町内業者は町外の入札には入れないが、辰野町は町外業者が入札に入れてしまう。
何か明確な基準をつくれぬか。
- (事務局) いちばんの指摘は社員が常時その支店にいるかどうかである。(すべての支店に当てはまる訳ではないが)
確認は社員証や雇用状態で書類上の判断しかできない。
その対応が難しい。

(委員) 常時社員の常駐があてにならなければ、さきほどの例のとおり何らかの形で縛るしかないのでは。

(委員) 支店の納税は。

(事務局) 町に納める。

(事務局) 本店、支店については、例を参考に検討してみる。

(委員) 病院建設について、意見を申し上げるべき部分があれば申したい。

(事務局) 契約方法、業者選定等は建設工事等請負人選定委員会に委ねられる。

4. 閉会

(事務局) 次回 12 月予定